

ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方

～聴覚障がい者に対応した火災警報設備等の検討～

(「聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会」報告 平成23年3月)

検討の背景

- 高齢者の増加、障がい者等の社会参加の進展
 - ・聴力が衰えた高齢者を含む聴覚が不自由な方は約600万人といわれている。
 - ・公共施設へのユニバーサルデザインの導入など社会参加への取組が進展。
- 障害者権利条約の批准に向けた障害者基本法改正の動き
⇒ **公共施設などでの音以外の火災警報装置のあり方を検討**

海外事例

- 米国(障がいを持つアメリカ人法(ADA: Americans with Disabilities Act))
 - 英国(障がい者差別禁止法(DDA: The Commonwealth Disability Discrimination Act)
→ 平等法(Equality Act2010))等
- 上記各法令により、公共施設等を利用し、サービスを受ける際に障がい者が不利益を被ることがないように、光警報装置の設置を義務付け。

聴覚障がい者のニーズ

- 1 自宅以外で音以外の火災警報設備が必要と感じる場所
⇒ 駅・空港等(62.5%)、ホテル(62.1%)、病院(59.2%)
- 2 自宅以外での音以外の火災警報として有効な設備
 - ① 駅等多数の人が集まる場所では有効な火災警報装置
⇒ 文字表示警報(62.5%)、光警報装置(58.5%)
 - ② ホテル等就寝する場所では有効な火災警報装置
⇒ 振動装置(59.5%)、光警報装置(45.5%)

<国内の先進事例>

- ◆ 筑波技術大学(茨城県つくば市)
校舎と宿舍棟の各々において光(フラッシュライト、3色警報ランプ)、文字等により火災の発生を通知。
- ◆ 京王プラザホテル(東京都新宿区)
「ユニバーサルルーム」を10室設置し、客室と浴室において光(シーリングライト)と文字、振動(パイプレーター)による火災の発生を通知。

諸外国等での導入実績がある光警報装置を、聴覚障がい者のニーズが高い公共施設等へ優先的に普及促進すべき。

今後の主な推進方策

- **光警報装置の設置に係る法令基準の整備**
 - ・ 聴覚障がい者のニーズが高い建物で一定規模以上のものを中心に、法令基準の整備に向け検討。
→ 具体的対象については事業所側の関係者の意見等も聴取しつつ、早期に結論。
既存の建物等への設置も推進する必要があるが、その法令上の位置づけについてはさらなる検討が必要。
 - ・ 設置方法や機器の基準についても海外規格、ユーザー意見等を参考に検討。
 - ・ 振動警報装置については、就寝を伴う場所等において、光警報装置を代替するものとして位置づけることを考慮。
- **光・振動等による警報装置接続のための仕様の統一**
 - ・ 住宅用火災警報器に光や振動による警報装置を接続するための外部接続用端子の付設の義務づけ、技術仕様の統一等の検討が必要。
 - ・ 聴覚障がい者が宿泊する部屋に警報装置等の「ホテルキット」を接続するための配線方法の統一等について、事業者団体等による取り組みを期待。